

## 様々な方法での投票

### 【郵便等投票】

重度の障害がある方や介護が必要で、投票所に行けない方が、郵便で投票できる制度です。

対象 次のいずれかに当てはまる方

身体障害者手帳または、戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢や内臓機能などに一定以上の重度の障害がある方

介護保険法上の要介護者で介護状態区分が要介護5である方

請求方法 7月25日(水)までに市選挙管理委員会にお問い合わせください。添え

て投票用紙を請求してください。

### 【代理投票】

けがや障害などで、字が書けない方は、係員が代筆します。選挙当日、投票所の係員にお申し出ください。

各投票所には、点字器があります。必要な方は、選挙当日、投票所の係員にお申し出ください。

## 選挙公報

選挙公報は、各家庭に配達される朝日新聞、産経新聞、静岡新聞、中日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞に折り込んで配布します。

新聞を定期購読していない方で、選挙公報の郵送を希望する方は、7月27日(金)までに電話で市選挙管理委員会(☎44-3100)にお申し込みください。

選挙公報は、市内13公民館、市役所・支所、袋井・浅羽図書館、浅羽会館でも配布します。

44-3100)にお申し込みください。

選挙公報は、市内13公民館、市役所・支所、袋井・浅羽図書館、浅羽会館でも配布します。

## 一票を大切にしよう

せっかく投票しても、次の場合は無効になってしまいます。決まりを守って投票しましょう。

### 白紙投票

いたずら書きや字が読めない場合

候補者名、政党名以外のことを書いた場合

決められた用紙を使わない場合

## 投票や開票状況のお知らせ

### 開票所の見学

選挙権のある方は、開票の様子を見学できます。

こんな選挙運動は禁止です

【飲食物の提供】  
選挙運動のために飲食物を出すことは、禁止されています。

### 【戸別訪問】

候補者や運動員が有権者の家を訪ねて、投票を依頼したり、投票をさせないように依頼したりする行為は、禁止されています。

### 【気勢を張る行為】

有権者の関心を集めるために、自動車を何台も連ねたり、隊列を組んで往来するような行為は禁止されています。

投票・開票の状況は、市ホームページやテレホンガイド「ハローふくろい」でお知らせします。

投票状況は、7月29日(日)午前9時30分ごろから、1時間ごとに発表します。

開票状況は、7月29日(日)午後10時ごろから、30分ごとに発表する予定です。

【ホームページアドレス】  
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/i/>

【携帯端末対応アドレス】  
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/i/>

【携帯端末対応アドレス】  
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/i/>

【携帯端末対応アドレス】  
<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/i/>

電話やファックスで情報をお知らせします(携帯電話からの通話は有料です)。

利用方法

電話からは、0538-44-2961へ電話してください。

音声案内に従って「コード番号」を入力してください。

### 「コード番号」

0951 参議院議員通常選挙のお知らせ

0952 不在者投票

0953 期日前投票

0954 投票速報  
0955 開票速報

### 開票所(袋井体育センター)



# 市内の投票所

入場券に記載された投票所で投票してください。

4月12日以降に転入した方は、前住所地の市区町村で投票してください。

投票区	投票所	区域（自治会）
第1投票区	駅前自治会館	西通、東通、栄町、睦町、掛之上（旧掛之上北・掛之上南の一部）、下地、三門町
第2投票区	袋井南公民館	掛之上の一部（旧掛之上南）田端、大門一丁目、大門二丁目、大門三丁目、大門五丁目、小野田
第3投票区	高南公民館	柳原、南町、青木町第1、青木町第2、小川町、清水町、砂本町、高尾台
第4投票区	袋井南中学校	神長南、神長中、神長北、宝野、大通、菩提、法多、上石野、祢宜弥、下石野、山田川、寺前
第5投票区	袋井西公民館	川井東、川井中、川井西第1、川井西第2、木原、土橋、西田
第6投票区	袋井市役所	新町、中央、本町、方丈東、方丈中、方丈南、方丈西、方丈北、新屋、永楽町
第7投票区	袋井北公民館	鷺巣上、鷺巣下、可睡、上久能、中久能、北町
第8投票区	市民体育館	下久能、天神町、田町、泉町、葵町、旭町
第9投票区	若草幼稚園	山科上、山科下、堀越上、堀越中、堀越一丁目、堀越二丁目、堀越三丁目、堀越五丁目
第10投票区	袋井東公民館	上貫名、下貫名、久津部西の一部、久津部東、名栗北原川、不入斗、菅ヶ谷
第11投票区	袋井東幼稚園	久津部西の一部、久津部北、村松下、村松上、村松西
第12投票区	今井公民館	深見北、深見南、深見東、太田、太田南、太田東、太田西、延久、横井、徳光、小山
第13投票区	三川公民館	見取、大谷、友永、萱間、川会、山田
第14投票区	田原農村総合管理センター	上新池、下新池、松袋井、彦島
第15投票区	笠原公民館	五十岡、西区、上区、東区、下区、南区、三沢、三輪、柏木
第16投票区	月見の里学遊館(山梨公民館)	上町、中町、下町、月見町、入古町、金屋敷、沖山梨、春岡（下川原を除く）
第17投票区	周南中学校	下山梨上、下山梨下、平宇、春岡（下川原）可睡の杜南
第18投票区	宇刈いきいきセンター	一色、馬ヶ谷、宇刈三沢、中村、大日
第19投票区	諸井公会堂	諸井
第20投票区	浅羽防災センター	浅羽、浅羽後谷田、浅羽山の手、浅羽南
第21投票区	浅羽会館	浅名、豊住
第22投票区	浅羽西公民館	長溝、浅岡上、浅岡下、中、風の街、浅羽一色、富里上、富里中、富里下、西ヶ崎
第23投票区	浅羽東公民館	新堀、梅山、松原、初越
第24投票区	大野研修センター	中新田、大野
第25投票区	浅羽南公民館	東同笠、西同笠、太郎助
第26投票区	湊東公会堂	湊東、湊中、湊西